

8/19 ラジオで災害時の情報発信 FMうるまに感謝状



うるま市のコミュニティラジオ「FMうるま」が、総務省沖縄総合通信事務所より、感謝状が贈呈され、その報告のため関係者が市役所を訪れました。FMうるまは、昨年の台風24・25号の台風接近時に、中断なく放送を継続して地域住民の安心安全確保に貢献したことが評価され、今回の感謝状受賞となりました。

9/2 市役所のインスタ映えスポット！ 商工会より インスタボード寄贈



うるま市役所東棟1階北側玄関付近にうるま市のゆるキャラのイラストが描かれたインスタボードが設置され、その除幕式が行われました。ボードは、商工会が作成し市に寄贈したもので、新垣壮太郎市長は「市民の皆様、このボードを活用してもらい、うるま市をPRして頂ければ」と期待を寄せました。

9/6~8 地域で支える救急医療 救急フェア2019



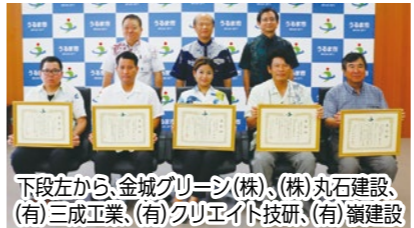
救急医療などへの理解を深めるため、『救急フェア2019』がイオン具志川店にて開催されました。ドクターヘリや消防車の展示には多くの人が参加し、子ども達も心肺蘇生体験には多くの親子が参加し、緊急時の対応を熱心に学んでいました。

9/8 うるまの逸品をPR ライカムでうるま市物産展



うるま市自慢のグルメや工芸品が集う『第6回うるま市物産展inライカム』がイオンモーター沖縄ライカムで開催されました。多くの市内事業者が出店した同物産展には、市のゆるキャラも登場し、ご当地ヒーロー闘牛戦士ワイドも駆け付け、会場は多くの人で賑わっていました。

8/22 高い技術でまちづくりに貢献 令和元年度うるま市 優秀建設工事表彰



うるま市が発注し、平成30年度に完成した建設工事において、特に優秀な工事と認められた建設業者に対し、表彰状が贈られました。受賞者を代表して、(有)三成工業代表取締役 平川 薫さんから感謝の言葉と、「これからも建設業者会としてうるま市に貢献できるよう精進してまいります」とあいさつがありました。

8/23 楽しく学ぶ！介護食 介護食づくり教室



市の家族介護リフレッシュ事業の一環として「介護食づくり教室」が開催され、ご家庭で介護を行っている方やヘルパーなどが参加しました。参加者は、介護食を作る上でのコツを、講話や調理実習を通して楽しく学びました。

8/18 遊びながら科学にふれるーまなぶ！ 沖縄高専体験授業2019



夏休みの時期を利用し、沖縄工業高等専門学校で、うるま市・金武町・宜野座村の小中学生を対象とした体験授業が行われました。この取り組みは、体験授業を通して楽しみながら科学への興味関心をもってもらい、将来的な人材育成につなげることを目的に行われています。参加した217人の子ども達は、目を輝かせながら授業を受けていました。

8/23 牛と山羊のコンテスト 第15回うるま市畜産共進会



第15回うるま市畜産共進会が石川多目的ドームで開催されました。肉用牛の部に49頭、肉用山羊の部に56頭の出品がありました。

年金 産前産後の 年金免除制度と年金生活者支援金制度

知らなきゃ損！ 市民課 国民年金係 ☎973-5498

産前産後の「国民年金保険料」免除制度

～出産された方、これから出産を予定されている方へ～

国民年金1号被保険者が出産の場合、出産前後の一定期間は、国民年金保険料が免除されます。この場合の免除は、「保険料を納付したものとみなす」ということとなりますので、お忘れの方は、ぜひお手続き下さい。(まだの方でも、さかのぼっての申請も可能です。)

- 対象者**
 - 国民年金加入者(第1号被保険者)の方で、出産日が「平成31年2月1日以降」の方
 - ※厚生年金加入者(第2号被保険者)の「扶養」に入っている方は対象にはなりません。
- 申請の時期**
 - 出産予定日の6か月前から申請を受付します。また出産された方で、まだの方も今からでも申請は可能です。
- 必要な書類**
 - 【出産前の申請】**
 - ①本人の身分が確認できるもの(運転免許証など)
 - ②出産日に関して証明ができるもの(母子健康手帳など)
 - 【出産後の申請】**
 - ①本人の身分が確認できるもの(運転免許証など)
 - ②出産後は住民登録で確認できるため、出産日に関する証明書等は省略となります。
 - ※ただし、対象者と子が別世帯の場合は、出生証明書など親子関係が明らかとなる書類が必要となります。

～代理での申請～
 ・ご本人様と同世帯の場合は、上記と同じく申請ができます。
 ・ただし、ご本人様と別世帯の方が代理で申請なさる場合は、ご本人からの「委任状」を添えての申請となります。

年金生活者支援給付金

年金受給者の方で、公的年金等の収入や所得額が、一定基準額(※)以下の場合、生活を支援するために年金に上乗せして支給されるものを言います。

- 対象者**
 - 「**老齢基礎年金**」を受給している方
 - ・次の要件を全て満たしていること。
 - ①65歳以上。
 - ②世帯員全員が市民税が非課税。
 - ③年金収入額とその他所得額の合計が**88万円以下**。
 - 「**障害基礎年金**」・「**遺族基礎年金**」を受給している方
 - ・次の要件を満たしていること。
 - ①前年の所得が約**462万円以下**。
- 開始時期と給付**
 - 開始時期 令和元年10月1日から施行。
 - 給付
 - ・口座 原則として年金給付と同じ口座へ振り込まれます。
 - ・振込 2ヶ月分ごとにまとめて給付
 - ・なお、請求した月の翌月分からの支給となりますが、今回10月からの分は、**12月末までに**請求すれば遡及して給付されます。
 - ・給付額 上限5千円/月(前年度の所得状況を審査し確定)
- 手続き**
 - 平成31年4月2日以降から年金を受給となる方
 - ・請求 年金の請求手続きと併せて、これから請求ができます。
 - ・場所 コザ年金事務所・市役所市民課国民年金係

制度など詳しく知りたい場合は、給付金専用ダイヤル又は年金事務所へお問合せ下さい。
 【給付金専用ダイヤル 0570-05-4092】 【コザ年金事務所 933-2267】